

徳島県議会政策条例検討会議
結 果 報 告 書

令和8年2月6日

徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例の一部を改正する条例（案）
徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例（平成二十六年徳島県条例第四十二号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県特殊詐欺等の被害の防止に関する条例

第一条中「振り込め詐欺及び振り込め類似詐欺（以下「振り込め詐欺等」という。）」
を「特殊詐欺等」に、「振り込め詐欺等の」を「特殊詐欺等の」に、「及び事業者」を「
事業者及び青少年の育成に携わる者」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 特殊詐欺等 次に掲げる行為をいう。

イ 詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。以下同じ。）又は電子計算機使用詐欺（同法第二百四十六条の二の罪をいう。）に当たる行為のうち、面識のない不特定の者（以下「相手方」という。）を電話、郵便、電子メールその他の通信手段（以下「電話等」という。）を用いて対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法（以下「振込み等」という。）により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの及び詐欺に当たる行為のうち、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制のサービスをいう。）その他の通信手段を用いて対面することなく交信を重ねる等して相手方を欺いた行為者が、自らを信頼するに足るものと誤信させた状況で、振込み等により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの

ロ 窃盗（刑法第二百三十五条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等を用いて対面することなく欺き、相手方の住居その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）に赴いて相手方と接触し、隙を見て財物を窃取するもの

ハ 強盗（刑法第二百三十六条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等を用いて対面することなく欺き、在宅状況、資産状況、世帯人数その他の状況を確認した上、相手方の住居等に赴き、暴行又は脅迫を用いて財物を強取するもの

二 恐喝（刑法第二百四十九条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等を用いて対面することなく欺き、併せて脅迫を用いて畏怖させ、振込み等により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの

第二条第二号から第六号までを削り、同条第七号に次のように加える。

ホ 店舗において、顧客に対面する方法によりプリペイド型電子マネー（前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）第一条第三項第五号の番号通知型前払式支払手段に係る番号等が記載された証票をいう。）を販売する者

ヘ 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項の職業紹介事業者及び募集情報等提供事業を行う者（同条第六項の募集情報等提供を業として行う者をいう。）

ト イからへまでに掲げる者のか、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、犯行の手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供を業として行う者

第二条中第七号を第二号とする。

第三条第二項中「事業者」の下に「、青少年の育成に携わる者」を加え、「振り込め詐欺等」を「特殊詐欺等」に改める。

第四条第一項中「振り込め詐欺等」を「特殊詐欺等」に改める。

第五条第二項中「振り込め詐欺等」を「必要に応じて、警察その他の関係機関と連携し、特殊詐欺等」に改める。

第七条中「間で」を「つながり及び助け合いの重要性を認識し」に、「振り込め詐欺等」を「特殊詐欺等」に改め、同条を第九条とし、同条の前に次の二条を加える。

（被害防止に関する留意事項）
第八条 県民は、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 現金自動預入払出兼用機を利用しようとする場合にあっては、正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為を避けること。

イ 携帯電話端末その他の無線通信機械器具を使用しながら現金自動預入払出兼用機を操作すること。

ロ 現金自動預入払出兼用機の操作に係る他人からの指示又は連絡を待つため、長時間にわたり現金自動預入払出兼用機を占拠すること。

二 宅配便（貨物自動車運送事業法第二条第六項の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送であつて、一定の重量以下の一口一個の貨物を特別な名称を付して行うものをいう。）を利用しようとする場合にあっては、第二条第二号ハに規定する者が定める運送約款に運送の引受けを拒絶する荷物として定められている貨幣又は紙幣を運送させないこと。

三 インターネットを利用した金融取引その他の預貯金口座に係る手続を行おうとする場合にあっては、家族又は金融機関以外の第三者の指示に従つてこれを行わないこと。

第六条中「振り込め詐欺等」を「特殊詐欺等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 県民及び事業者は、特殊詐欺等の犯行の拠点、特殊詐欺等の犯行に利用されている空家その他特殊詐欺等に関連すると疑われる施設に係る情報を入手したときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県民及び事業者は、著しく高額な報酬の支払を示唆する等して特殊詐欺等の実行者を募集していると疑われるインターネット上の情報を入手したときは、インターネット・ホットラインセンター又は警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（青少年の育成に携わる者の役割）

第六条 青少年の育成に携わる者は、青少年及びその家族が特殊詐欺等の被害を受けないようにするとともに、青少年が特殊詐欺等に加担しないようにするため、青少年に対する指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特殊詐欺等による被害の深刻化の状況に鑑み、多様化する特殊詐欺等の手口に的確に対応するとともに、特殊詐欺等に関する県民の関心及び理解を一層深め、県を挙げてより実効性のある被害防止策を講ずるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

| 徳島県特殊詐欺等の被害の防止に関する条例 | 徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例 |
|--|--|
| 改 正 案 | 現 行 |
| <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、特殊詐欺等の被害が後を絶たず、県民生活に悪影響を及ぼしている現状に鑑み、特殊詐欺等の被害の防止（以下「被害防止」という。）に関し、県の責務並びに県民、事業者及び青少年の育成に携わる者の役割を明らかにし、それぞれが必要な措置を講ずるとともに、被害防止について一人が学んだ成果を、人と人との絆により被害防止のための助け合いの取組へと発展させることにより、特殊詐欺等の被害を防止し、もって県民の財産の保全及び健全な経済活動ができる社会環境の実現に資することを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、振り込め詐欺及び振り込め類似詐欺（以下「振り込め詐欺等」という。）の被害が後を絶たず、県民生活に悪影響を及ぼしている現状に鑑み、振り込め詐欺等の被害の防止（以下「被害防止」という。）に関し、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにし、それぞれが必要な措置を講ずるとともに、被害防止について一人が学んだ成果を、人と人との絆により被害防止のための助け合いの取組へと発展させることにより、振り込め詐欺等の被害を防止し、もって県民の財産の保全及び健全な経済活動ができる社会環境の実現に資することを目的とする。</p> |
| <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特殊詐欺等 次に掲げる行為をいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 振り込め詐欺 資保証金詐欺及び還付金等詐欺をいう。</p> |
| <p>イ 詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。以下同じ。）又は電子計算機使用詐欺（同法第二百四十六条の二の罪をいう。）に当たる行為のうち、面識のない不特定の者（以下「相手方」という。）を電話、郵便、電子メールその他の通信手段（以下「電話等」という。）を用いて対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法（以下「振込み等」という。）により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの及び詐欺に当たる行為のうち、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制のサービスをいう。）その他の通信手段を用いて対面することなく交信を重ねる等して相手方を欺いた行為者が、自らを信頼するに足るものと誤信させた状況で、振込み等により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの</p> <p>ロ 窃盗（刑法第二百三十五条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方の住居その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）に赴いて相手方と接触し、隙を見て財物を窃取するもの</p> <p>ハ 強盗（刑法第二百三十六条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等を用いて対面す</p> | <p>イ 詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。以下同じ。）又は電子計算機使用詐欺（同法第二百四十六条の二の罪をいう。）に当たる行為のうち、面識のない不特定の者（以下「相手方」という。）を電話、郵便、電子メールその他の通信手段（以下「電話等」という。）を用いて対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法（以下「振込み等」という。）により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの及び詐欺に当たる行為のうち、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制のサービスをいう。）その他の通信手段を用いて対面することなく交信を重ねる等して相手方を欺いた行為者が、自らを信頼するに足るものと誤信させた状況で、振込み等により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの</p> <p>ロ 窃盗（刑法第二百三十五条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方の住居その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）に赴いて相手方と接触し、隙を見て財物を窃取するもの</p> <p>ハ 強盗（刑法第二百三十六条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等を用いて対面す</p> |

三　恐喝（刑法第二百四十九条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等を用いて対面することなく、恐喝、併せて脅迫を用いて畏怖させ、振込み等により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの

(削除) の

削除

(二二二)

削除

二 事業者 次に掲げる者をいう。

イ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復
分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第
百三十三号）第二条第一項の金融機関
ロ 自己が所有し、又は管理する土地又は建物に現

八 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物自動車運送事業者（その者）のために貨物運送に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者を含む。）

二 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認

等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第二条第三項の携帯音声通信事業者、同法第六条第一項の

三項の括書き等の事業者 同法第十条第一項の
媒介業者等及び同法第十条第一項の貸与業者

ホ
店舗において、顧客に面する方法によりプリ
ペイド型電子マネー（前払式支払手段に関する内

(新設)

二 オレオレ詐欺 親族を装う等して電話をかけ会

社における横領金の補填金等の名目で現金か至急必要であるかのように信じ込ませ、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の手口による詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）をいう。

四 架空請求詐欺　　インターネットの有料ウェブサイトの使用料金等の架空の事実を口実に現金を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の手口による詐欺をいう。

五 還付金等詐欺　市町村の職員等を装い、税金の還
　　目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等
　　の手口による詐欺をいう。

付等に必要な手続を装つて現金自動預入払出兼用機を操作させて口座間送金により現金を振り込ませる等の手口による詐欺又は電子計算機使用詐欺（刑法第二百四十六条の二の罪に当たる行為をいう。）をいう。

六 振り込め類似詐欺 株式の売買等の金融商品の取引、宝くじ当選番号等の特定の情報の提供、異性との交際あつせんその他これらに類する名目で、虚偽の情報を提供する等した上で、現金をだまし取る詐欺をいう。

七 事業者 次に掲げる者をいう。
イ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復
分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第

百三十三号) 第二条第一項の金融機関
口 自己が所有し、又は管理する土地又は建物に現
金自動預入払出兼用機を設置させている者

八 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物自動車運送事業者（その者）のために貨物運送に関する契約の締結の媒介、取

次ぎ又は代理を業として行う者を含む。)
二 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認

等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第二条第三項の携帯音声通信事業者、同法第六条第一項の媒介業者等及び同法第十条第一項の貸与業者

(新設)

～職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

第四条第十項の職業紹介事業者及び募集情報等提供事業を行ふ者（同条第六項の募集情報等提供を業として行う者をいう。）

ト イからへまでに掲げる者のほか、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、犯行の手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供を業として行う者

（県の責務）

第三条 県は、被害防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、必要があると認めるときは、県民、事業者、青少年の育成に携わる者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）に対して特殊詐欺等の発生状況その他被害防止に有用な情報を提供するものとする。

3 県は、市町村が実施する被害防止に関する施策に協力するとともに、市町村に対する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、被害防止に関する県民等の関心及び理解を深めるため、効果的な広報及び啓発活動を行うとともに、県民等が行う被害防止に関する自主的な活動を支援するものとする。

（県民の役割）

第四条 県民は、特殊詐欺等の態様が常に変化し、被害の発生が繰り返されていることを認識し、国、県、市町村等が提供する情報及び学習の機会を主体的かつ積極的に活用し、自立した消費者として、適切に行動できる力を養うものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する被害防止に関する施策に協力するとともに、事業者が被害防止に関する注意を喚起した場合は、これを踏まえた上で、適切な行動をとるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第五条 事業者は、被害防止に関する関心及び理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する被害防止に関する施策並びに県民等が行う被害防止に関する自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、商品等の流通及び役務の提供に際し、必要に応じて、警察その他の関係機関と連携し、特殊詐欺等の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるとともに、県民に対し被害防止に関する注意を喚起し、及び被害防止に関する広報を行うよう努めるものとする。

（県の責務）

第三条 県は、被害防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、必要があると認めるときは、県民、事業者、及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）に対して振り込め詐欺等の発生状況その他被害防止に有用な情報を提供するものとする。

3 県は、市町村が実施する被害防止に関する施策に協力するとともに、市町村に対する情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、被害防止に関する県民等の関心及び理解を深めるため、効果的な広報及び啓発活動を行うとともに、県民等が行う被害防止に関する自主的な活動を支援するものとする。

（県民の役割）

第四条 県民は、振り込め詐欺等の態様が常に変化し、被害の発生が繰り返されていることを認識し、国、県、市町村等が提供する情報及び学習の機会を主体的かつ積極的に活用し、自立した消費者として、適切に行動できる力を養うものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する被害防止に関する施策に協力するとともに、事業者が被害防止に関する注意を喚起した場合は、これを踏まえた上で、適切な行動をとるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第五条 事業者は、被害防止に関する関心及び理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する被害防止に関する施策並びに県民等が行う被害防止に関する自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、商品等の流通及び役務の提供に際し、振り込め詐欺等の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるとともに、県民に対し被害防止に関する注意を喚起し、及び被害防止に関する広報を行うよう努めるものとする。

（新設）

(青少年の育成に携わる者の役割)

[第六条]

青少年の育成に携わる者は、青少年及びその家族が特殊詐欺等の被害を受けないようにするとともに、青少年が特殊詐欺等に加担しないようにするため、青少年に対する指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通報等)

[第七条]

県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

一 その言動から特殊詐欺等の被害を受けようとしていると疑われる者を発見したとき。

二 自己又は身近な者が、特殊詐欺等と疑われる不審な電話、郵便物等を受けたとき。

2 事業者は、前項の通報を受けたとき又は商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺等の被害を受けようとしていると疑われる者若しくは特殊詐欺等に係る行為を行っていると疑われる者を発見したときは、法令の範囲内で、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、特殊詐欺等の犯行の拠点、特殊詐欺等の犯行に利用されている空家その他特殊詐欺等に関連すると疑われる施設に係る情報を入手したときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県民及び事業者は、著しく高額な報酬の支払を示唆する等して特殊詐欺等の実行者を募集していると疑われるインターネット上の情報を入手したときは、インターネット・ホットラインセンター又は警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害防止に関する留意事項)

[第八条] 県民は、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 現金自動預入払出兼用機を利用しようとする場合にあつては、正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為を避けること。

イ 携帯電話端末その他の無線通信機械器具を使用しながら現金自動預入払出兼用機を操作すること。

ロ 現金自動預入払出兼用機の操作に係る他人からの指示又は連絡を待つため、長時間にわたり現金自動預入払出兼用機を占拠すること。

二 宅配便（貨物自動車運送事業法第二条第六項の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送であつて、一定の重量以下の一口一個の貨物を特別な名稱を付して行うものをいう。）を利用しようとする

(新設)

(通報等)

[第六条]

県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

一 その言動から振り込め詐欺等の被害を受けようとしていると疑われる者を発見したとき。

2 事業者は、前項の通報を受けたとき又は商品等の流通及び役務の提供に際し、振り込め詐欺等の被害を受けようとしていると疑われる者若しくは振り込め詐欺等に係る行為を行っていると疑われる者を発見したときは、法令の範囲内で、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(新設)

(新設)

場合にあつては、第二条第二号ハに規定する者が定める運送約款に運送の引受けを拒絶する荷物として定められている貨幣又は紙幣を運送させないこと。

三 インターネットを利用した金融取引その他の預貯金口座に係る手続を行おうとする場合にあつては、家族又は金融機関以外の第三者の指示に従つてこれをを行わないこと。

(被害防止のための助け合いの取組)

第九条 県民は、家族及び地域住民とのつながり及び助け合いの重要性を認識し、互いに被害防止に関する注意を喚起するとともに、家族及び地域住民が特殊詐欺等の被害を受けるおそれがあると認めるときは、契約の締結及び現金の支払の中止を促すこと等により、被害防止に努めるものとする。

(被害防止のための助け合いの取組)

第七条 県民は、家族及び地域住民との間で、互いに被害防止に関する注意を喚起するとともに、家族及び地域住民が振り込め詐欺等の被害を受けるおそれがあると認めるときは、契約の締結及び現金の支払の中止を促すこと等により、被害防止に努めるものとする。

＜条例案の検討過程で頂いた意見の概要＞

1. 政策条例検討会議における議員からの主な意見

- SNS の偽アカウント被害に対し、単に注意を促すだけでなく、プラットフォーム上の通報機能の活用など、具体的な対処方法を周知広報すべきである。
- 「闇バイト」等の犯罪加担を防ぐため、応募してしまう若者の背景を分析し、その実態に即した対策を講じることが大事である。
- 投資詐欺等の反復被害を防ぐため、「相手がこう言えば詐欺」と判断できる決定的なポイントを周知すべき。
- 教育委員会と連携して、若年層への情報提供を行うべき。
- 行政としても一歩踏み込んだ対策として、全国の先進事例を参考に具体的かつ実効性のある予防策を検討してほしい。

2. 県民と議員との意見交換会における県民からの主な意見

- 被害についての「気づき」となる情報をしっかりと持つことと、いざという時に相談できる仲間の存在が最も大事である。
- 手口を知ることが自分を守る武器となるため、被害を止めるには周知・広報が非常に重要であり、併せて、啓発活動では、被害につながる行動を起こす前に、まず電話で相談するよう伝えることが大事である。
- 被害に遭った後、家族に責められることへのおそれや自責の念から声をあげられずに孤立してしまうので、相談しやすい環境をつくっていくことが大切である。
- ATM 自体に携帯電話の電波を飛ばなくなる装置を設置するとか、高額な電子マネーを購入する際の店員による確認など、お金が流れないシステムを作るべき。

3. パブリックコメントで頂いた主な意見

- 特殊詐欺被害に遭う方は孤立しがちであるため、被害防止には助け合いが不可欠である。
- 詐欺を他人事と思わせないよう、工夫した PR を行ってほしい。
- 電話だけでなく、電子メールや SNS を介した詐欺への対策、コンビニ等での電子マネー購入時の声かけなど、実効性のある取組を推進してほしい。
- 子供たちが加害者にも被害者にもならないよう、教育現場での取組や、ゲーム感覚で犯罪に加担してしまわないような指導に力を入れてほしい。
- 高齢の親を守るための子世代のアクションを後押しする施策を推進してほしい。

検証結果報告書

| | |
|--|--|
| 条例名 | とくしま教育の日を定める条例 |
| 総 括 | |
| <p>本条例は、条例の基本理念を基に様々な取組が行われ、目的の推進を図っていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項に十分留意した運用となるよう、引き続きその状況を調査するとともに、理事者に対し、適宜注意喚起を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">「とくしま教育の日」及び「とくしま教育週間」の広報・周知に、より一層努めること。教育を取り巻く社会情勢や課題の変化を踏まえ、条例の趣旨に即した効果的な取組の推進に努めること。 | |
| 実 施 施 策 | <p>ヒアリング結果（運用状況）</p> <p>○教育週間事業及び教育関連事業（例年）</p> <ul style="list-style-type: none">教育週間事業（11/1～11/7 実施）教育関連事業（11/1～11/7 を除く 10、11 月に実施） <p>◇事業件数</p> <ul style="list-style-type: none">令和 6 年度事業 757 件（教育週間事業：161 件、教育関連事業：596 件）令和 5 年度事業 654 件（教育週間事業：139 件、教育関連事業：515 件）令和 4 年度事業 886 件（教育週間事業：158 件、教育関連事業：728 件） <p>◇過去に実施された主要な教育週間事業及び教育関連事業</p> <ol style="list-style-type: none">県・県教育委員会関連<ul style="list-style-type: none">まなびの丘フェスティバル徳島県高校生産フェス（徳島県高校生産業教育展）特別陳列「博物館 60 周年記念展とくしまタイムトラベル～過去・現在・未来～」「源氏物語と日本古典文学－石川九楊展」展示解説徳島県高等学校総合文化祭全国高等学校ビブリオバトル徳島県大会 など県立学校関連事業<ul style="list-style-type: none">オープンスクール（中学生体験入学）学校祭講演会（人権関係、創立記念関係、主権者教育出前講座など）ボランティア活動（地域の清掃活動など）市町村・市町村教育委員会関連事業<ul style="list-style-type: none">オープンスクール（授業参観、公開授業等）文化祭・体育祭などの学校行事講演会（人権関係） |

| | |
|--------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における交流・生涯学習関連事業 (町民祭、世代間交流会、合同防災訓練、フィールドワークなど) ・スポーツ大会(町民運動会、スポーツフェスティバルなど) <p>4 関連団体関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館主催事業(人権学習会、音楽・絵画教室、体操教室など) ・図書館主催事業(読み聞かせ会など) ・各種教育団体主催事業(人権教育研究大会など) <p>5 私立学校関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンスクール、講演会、作品展 など <p>○「とくしま教育の日」広報活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「とくしま教育の日」のホームページ開設 2 とくしま教育の日すだちくんロゴ作成(教育の日、20周年) 3 県教育委員会公式SNS活用(X、Instagram、Facebook) 4 広報用チラシ作成 5 懸垂幕の制作 (徳島県立城東高等学校、科学技術高等学校に一定期間掲揚) 6 パネル作成・展示 (県民ふれあい課、徳島県立総合教育センターで一定期間展示) 7 PR動画の作成(15周年、20周年) など <p>○児童生徒に対する作品募集</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2025年大阪・関西万博参画応援!世界に誇れ!とくしまのまるごと魅力発信!(R5) 2 世界に誇れ!とくしまのまるごと魅力発信!(R4) 3 1人1台端末を使ったアイデア募集(R3) など <p>○「秋のこどもまんなか月間」(こども未来部)との連携 教育委員会、こども未来部のそれぞれの関連事業を相互にホームページ上で公開</p> |
| 成 果 | 県教育委員会が中心となった関係機関と連携した様々な広報活動や、児童生徒への作品募集など啓発事業の実施により、県民の教育活動等に対する関心・理解を深め、教育について改めて考える機会の提供ができている。 |
| 課 題 | <p>徳島教育大綱に掲げる基本方針「個性と国際性に富み、夢と志あふれる『人財』の育成」のためには、子どもたちが持つ大きな可能性を引き出し、広げていく教育を進めるとともに、子どもたちを社会全体で大切に育て、支えていく必要があることから、県民の理解・協力が不可欠である。</p> <p>本条例に基づく広報・啓発事業の実施により、県民の本県教育に対する関心・理解を一層深めていく必要がある。</p> |
| 今後の取 組 | 知事部局や市町村教育委員会など関係機関との連携強化や、より効率的・効果的な広報・啓発事業の検討により、更なる教育振興への機運の醸成に努める。 |

主なヒアリング内容

| 確認事項（構成員） | 説明（執行部・事務局） |
|--|--|
| <p>① これから A 1 と歩み寄っていかなくてはいけない時代が来るため、どういう教育をしていくのかというビジョンを持って、教育の方向性を考えていく必要がある。</p> <p>そういう新しい時代の流れを踏まえた取組をこの条例に入れ込んでいいけるのか、あるいは既に入っているのか。</p> <p>（意見）</p> <p>本条例は議員提案条例であり、新しい時代の流れへの対応などについても、我々議員が、実現に向けいろいろと提案していこう。</p> | <p>①（執行部）</p> <p>具体的な振興方針は、徳島教育大綱で示しており、その行動計画である教育振興計画に基づき、P D C A を回して計画的に取り組んでいるところである。</p> <p>教育行政を進める上で、県民の理解・協力が必要であり、本条例に定める周知・啓発を活用しながら、今後の教育行政に取り組んでまいりたい。</p> |
| <p>② 平成 16 年に条例が制定されたいきさつや当時の情勢、11 月 1 日をとくしま教育の日とした理由が分からず。</p> <p>日の理由も条例ができた理由も分からなければ、教育の振興だと言われても県民には伝わらない。</p> <p>県民が教育について意義を分かった上で、イベントなどもあった方がいいし、我々も知っておく必要があるので、説明してもらいたい。</p> | <p>②（執行部）</p> <p>国においても教育や文化への関心を高めることを目的とし、11 月 1 日から 7 日までの 1 週間を教育・文化週間と定め、教育や文化に関する事業を集中的に実施している。</p> <p>11 月 1 日は、旧教育委員会法によって、教育委員会制度が構築され、都道府県教育委員会が発足した日である。</p> <p>さらに、本県では徳島県立総合教育センターの設置が平成 16 年 11 月 1 日に予定されていたということも 11 月 1 日をとくしま教育の日とした一つの理由と考える。</p> <p>（事務局）</p> <p>この条例が検討された時には、政策条例検討会議はまだ設置されていない状況だった。</p> <p>当時の文教厚生教育委員会において、県民の教育に対する理解を深め、学校教育及び社会教育の振興の気運を醸成し、その充実と発展を図るという趣旨で条</p> |

| | |
|---|---|
| | 例をつくるべきではないかという議論があり、当時の委員全員が発議して、可決、制定に至ったものである。 |
| <p>(意見)</p> <p>③ 条例制定当時は講演会などの行事を見ても、人権啓発や人権教育をきちんとやることが大事だという思いがあったと考える。</p> <p>今の時代も人権は大事だが、AIとの関係もあるし、不登校、いじめの問題など、今日的なテーマがある。</p> <p>教育の日や教育週間は、教育の問題や課題について県民と一緒に考え、集中的に取り組む期間としてあっていいと思う。</p> | |